

介 護 サ ー ビ ス 一 覧

在宅サービス	居宅を訪問するサービス	
	訪問介護、 介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄などの身体介護や調理、洗濯・掃除などの生活援助を提供します。
	訪問入浴介護、 介護予防訪問入浴介護	浴槽を自宅に運び入れて入浴の介助を提供します。
	訪問看護、 介護予防訪問看護	医師の指示に基づき看護師などが家庭を訪問し、看護を提供します。
	訪問リハビリテーション、 介護予防訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し機能回復のための訓練を提供します。
	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師などが家庭を訪問し、療養上の管理および指導を提供します。
	日帰りで受けられるサービス	
	通所介護、 介護予防通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターに送迎し、食事、入浴、日常動作訓練などのサービスを提供します。
	通所リハビリテーション、 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設、病院などに送迎し、理学療法など医療としてのリハビリを中心として、食事、入浴などのサービスを提供します。
	施設への短期入所サービス(ショートステイ)	
ショートステイ	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などで、短期間介護の必要な人の入浴、排泄、食事などの日常生活の世話を提供します。
	短期入所療養介護、 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	医学的管理が必要な人を短期間、介護老人保健施設や病院などの医療施設で介護します。
	その他のサービス	
	特定施設入所者生活介護、 介護予防特定入所者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入所している人に、施設が介護や日常生活上の世話などを提供します。

施設サービス	施設サービスを利用できるのは要介護1～5と認定された方だけです。	
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要な高齢者等の入浴や排泄、食事などの介護サービスを受けられる施設です。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	医療サービスと介護サービスの両方を提供し、病院から家庭へ復帰するための施設です。
	介護療養型医療施設	長期療養が必要な高齢者等に、医学的管理のもとで介護や医療を受けられる施設です。

地域密着	住み慣れた地域での生活を支援します。	
	認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者を対象とし、9人以内のグループによる共同生活を通して、入浴、排泄、食事などの日常生活の世話を提供します。 要支援1と認定された方は利用できません。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組合わせて多機能なサービスを提供します。

型 サ ー ビ ス	夜間対応型訪問介護	夜間に利用者宅を定期的に訪問したり、緊急の通報に随時対応するなど、包括的に夜間訪問介護を提供します。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)です。
	地域密着型特定施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス)です。

居宅介護福祉用具購入費の支給、 居宅介護予防福祉用具購入費の 支給	県の指定を受けた販売事業者から、入浴用イス、ポータブルトイレなど一定の福祉用具を購入した場合、申請により支給限度基準額の10万円の9割を上限として、払い戻しが受けられます。
	種目：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分
居宅介護住宅改修費の支給、 居宅介護予防住宅改修費の支給 事前審査が必要です。	同一住宅20万円の支給限度基準額の9割を上限額として、自宅等の改修をした場合、申請により払い戻しが受けられます。
	種類：手すりの取付、段差の解消、滑り防止等のための床材の変更、引き戸等への取替え、洋式便器への便器取替え

緑字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。